

<p>件 名</p>	<p>南部丘陵における特別緑地保全地区の指定について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>■緑の政策審議会の中間答申（平成 23 年 1 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境としての評価が高い区域の中でも緑地が連担する区域（緑地的公共用地など安定した土地利用区域を除く）を「特に保全を優先すべき地区」（161.7ha）として抽出。 ・ 「特に保全を優先すべき地区」における最も有効な緑地保全制度は都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【特別緑地保全地区に指定することによる制約や優遇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築行為など一定の行為に対し、市長の許可が必要となる。 ・ 緑地の保全上支障があると認める場合は、市長は許可しない。 ・ 不許可となったことで、地権者に損失が発生した場合は、通常生ずべき損失を市が補償する。 ・ 市に対し、当該地の買入れを申し出ることができる。 など </div> <p>■開発計画</p> <p>○事業の概要</p> <p>堺市南区鉢ヶ峯寺地内及び豊田地内における、学校法人による野外活動施設の整備（事業面積 23.3ha）。</p> <p>○計画審査書での堺市意見（平成 22 年 12 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、事業を回避することも含めて検討すること。 ・ 事業計画地は、樹林地比率が 100%に近く、自然環境・生物多様性の豊かな地域であることから自然環境の保全や生物多様性の維持に最大限の配慮が必要。 <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南部丘陵は、散発的な開発が進行し、緑地の減少が続いているため、面的にまとまった緑地保全に対して有効な対策が必要。 ・ 上記開発計画については、計画審査書で堺市意見をだしたが、事業者からは事業回避の意向は示されていない。 ・ 上記開発計画については、堺市開発行為等の手続に関する条例や堺市環境影響評価条例に基づいても、当該開発を回避することはできない。 ・ 上記開発計画を回避するためには、開発行為が行われる前に、当該事業区域の自然環境評価などを踏まえ、実効性をもった緑地保全対策の実施が必要である。 <p>【参考：緑地保全に関連する経過】</p> <p>平成 22 年 6 月 「堺市緑の保全と創出に関する条例」を制定（9 月施行）</p> <p>平成 22 年 9 月 上記開発計画における配慮計画書提出</p> <p>平成 22 年 10 月 緑の政策審議会へ「南部丘陵の緑地保全の仕組みづくり」諮問</p> <p>平成 22 年 12 月 配慮計画書に対する計画審査書（堺市の意見）</p> <p>平成 23 年 1 月 緑の政策審議会から中間答申</p>

<p>対 応 方 針</p> <p>今 後 の 取 組 (案)</p>	<p>■対応方針</p> <p>当該事業区域は、南部丘陵の中でも特に緑地として保全を優先すべき地域であることから、都市緑地法に規定され、建築行為等の私権を制限できる「特別緑地保全地区」を指定し、開発計画区域の自然環境を保全する。</p> <p>○指定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定区域：堺市鉢ヶ峯寺及び豊田の各一部 ・ 指定面積：14.5ha（現在、土地の境界が確認できる区域） <p>○上記以外の事業区域への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の利用意向の把握や土地調査等の継続 <p>■特別緑地保全地区指定に向けたスケジュール（予定）</p> <p>平成23年2月 都市計画審議会へ特別緑地保全地区の指定を報告</p> <p>4月 公聴会の開催</p> <p>6月 都市計画案の縦覧を実施</p> <p>7月 都市計画審議会へ特別緑地保全地区の決定（案）を付議</p> <p>■「特に保全を優先すべき地区」への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別緑地保全地区の指定に向けて調査・検討を行う。 ・ 地権者を含む市民への制度の周知と緑地保全への協力要請 ・ 開発動向の把握に関係所管と連携して取り組む
<p>効 果 の 想 定</p>	<p>○木竹の伐採や土地の形質の変更等の行為に対し、市長の許可が必要となるため、当該事業区域の緑地保全が図られる。</p> <p>○堺市として、南部丘陵の緑地保全の方針を明確にし、開発行為に対して一定の規制を行うことで、地元住民をはじめ、市民、企業等の緑地保全への意識醸成につながる。</p>
<p>関 係 局 と の 政 策 連 携</p>	<p>市長公室・財政局・産業振興局・環境局・建築都市局・南区</p>

